

ディール レジストレーション（案件登録）プログラム利用規約  
グローバル（LATAM を除く）  
2025 年 2 月

「ディール レジストレーション（案件登録）プログラム利用規約」（以下「**本規約**」）は、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムのディール レジストレーション プロセス、特典、および例外（以下「**ディール レジストレーション プログラム**」）を規定します。パートナーは、ディール レジストレーション プログラムに参加することにより、ディール レジストレーションの提出または登録済み案件の注文を含め（ただしこれらに限定されない）、本規約が定期的に改正される場合があることを承諾し、これに同意するものとします。

**1. 対象。**

**1.1.** (a)ソリューション プロバイダー、OEM パートナー、OEM ソリューション プロバイダー、OEM ディストリビューター、または認定ディストリビューターのいずれかのパートナー トラックに登録し、(b)DTPPにおいて良好なステータスを維持しているすべてのパートナー（以下、個別に「**パートナー**」、総称して「**パートナー**」）は、ディール レジストレーション プログラムに参加する資格を有します。

**1.2.** EMEA 地域では、<sup>1</sup>クラウド サービス プロバイダー（以下「**CSP**」）パートナーは、セルアウト専用の販売活動アカウントで案件を登録する資格を有し、EMEA の CSP が EMEA 認定ディストリビューターからセルアウト専用の販売活動アカウントまたは CSP のセルイン販売活動アカウントでエンドユーザーとして購入する場合、認定ディストリビューターは案件を登録する資格を有します。

**1.3.** 第 1.1 条および第 1.2 条にかかわらず、以下の場合はディール レジストレーションの対象外となります。

- A.** DTPP に参加していない事業体（エンドユーザーを除く）が関与する取引。
- B.** パートナー自身の社内利用のための購入、または
- C.** 公開入札の公示後に北米で行われる公開入札の対象となる取引。

**1.4.** 欧州経済地域（以下「**EEA**」）およびスイスに所在するパートナーは、EEA およびスイス国内（以下「**EEA 地域案件**」）で自由に販売することができます。EEA 地域案件について、パートナーは、本規約に基づき、ディール レジストレーション リクエストを送信する前に、Dell クロスボーダー プログラム フォームに必要事項を記入します。

**2. 定義。** 本規約で使用される太字の用語は、本規約に別段の定めがない限り、DTPP 契約で定義されている意味と同じ意味を有します。

**2.1.** 「**案件**」とは、パートナーが再販のために対象製品を購入するための単一のビジネス上の機会（または EMEA においては、CSP が対象製品を購入して、アズアサービス ソリューションをエンドユーザーに対してホスティングまたは提供するのためのもの）を意味します。

---

<sup>1</sup> 「EMEA」とは、欧州、中東およびアフリカが属する地理的地域のことをいいます。

2.2. 「DTPP」とは、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムのことをいいます。

2.3. 「DTPP 契約」とは、デル・テクノロジーズ パートナー プログラムで入手可能なデル・テクノロジーズ パートナー プログラム契約を意味し、 <https://www.delltechnologies.com/partner/en-us/global-site-selector.htm> からアクセスできます。

2.4. 「対象製品」とは、ディール レジストレーション プログラムに基づく登録対象となる製品およびサービスのことをいいます。

2.5. 「公開入札」とは、提案依頼書(RFP)、入札招請書(IFB)、数量未確定契約(IDIQ)、または政府機関（またはその部門、機関、または補助機関）またはその他の公共部門団体との類似の入札プロセスを意味し、関連する地方公共部門の調達規制の対象となります。

2.6. 「登録期間」とは、第5条（ディール レジストレーション期間および更新）で定める一定の期間内において、パートナーがディール レジストレーションの特典を受けることができる期間を指します。

3. ディール レジストレーション基準。Dellの独自の裁量により、以下のすべての要件が満たされている場合、案件は登録の対象となります。

3.1. ディール レジストレーションは、特定の場所を対象とし、エンド ユーザーの氏名および対象製品の最終用途（最終用途の場所）の物理的な住所など、Dell が要求する詳細を含める必要があります。OEM 案件の登録には、OEM 顧客の氏名と物理的な住所、およびディール レジストレーション時に判明している場合には、OEM 顧客のエンド ユーザーの氏名とエンド ユーザーの所在地を含める必要があります。

3.2. 案件は、Dell が直接追求しているものではなく、パートナーがディール レジストレーションを提出した時点で、そのアカウントに Dell の継続的な販売活動がないこと。

3.3. ディール レジストレーションの対象となるハードウェア製品は、Dell が新品（すなわち再生品ではない）として指定したものであること。

3.4. 案件が別のパートナーによって登録されていないこと。ただし、特定の状況（例えば、Dell が現地の法律で義務付けられていると判断した場合）において、Dell は、同一案件について複数のパートナーへの登録を承認する場合があります。

3.5. 案件が公開入札の対象である場合、以下の事項が適用されます。

A. 北米では、パートナーは公開入札の公示前に案件を登録することができます。公開入札の公示後に提出されたディール レジストレーションは却下されます。

B. インドでは、パートナーは公開入札の公示前に案件を登録することができます。公開入札の公示後に提出されたディール レジストレーションは承認される場合がありますが、ディール レジストレーションが承認されるパートナー総数は、公開入札の公示前後に提出されたディール レジストレーションを含め、3 件までに制限されるものとします。

C. 中国大陸では、パートナーは公開入札の締切日までにディール レジストレーションを行うことができます。第 6.1.B 条（ディール レジストレーションの特典）は、公開入札の対象となるディール レジストレーションには適用されません。

D. オーストラリアおよびニュージーランドでは、公開入札のためのディールレジストレーションは受け付けられません。ただし、パートナーが公開入札を獲得した場合、そのパートナーはディールレジストレーションを行うことができます。

E. EMEA では、公開入札の公示前または公示後に提出されたディールレジストレーションは、パートナーがディールレジストレーションのすべての基準を満たしている場合、複数のパートナーに対して承認されることがあります。一部の EMEA 諸国では、現地の法律に従い、Dell は公開入札におけるディールレジストレーションをすべて承認する場合も、しない場合もあります。

3.6. 案件は、以下に定める最小取引規模を満たしている必要があります。取引規模は、税金、送料、取扱手数料、またはその他の料金を適用する前の金額で決定されます。取引規模の決定には、Dell の製品およびサービスのみが含まれます。取引規模を決定する際に、サードパーティーの製品およびサービスは除外されます。

| リージョン                                | 最小取引規模           |                                                             |
|--------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>ヨーロッパ、中東、アフリカ(EMEA)リージョン</b>      | クライアント ソリューション案件 | インフラストラクチャ ソリューション案件                                        |
| EMEA 案件（中東およびアフリカのクライアント ソリューションを除く） | 20,000 USD       | 15,000 USD                                                  |
| 中東およびアフリカ                            | 25,000 USD       | 15,000 USD                                                  |
| <b>北米リージョン</b>                       | クライアント ソリューション案件 | インフラストラクチャ ソリューション案件                                        |
| 米国（50 州およびワシントン D.C.）およびカナダ          | 20,000 USD       | 15,000 USD                                                  |
| <b>LATAM リージョン</b>                   | クライアント ソリューション案件 | インフラストラクチャ ソリューション案件                                        |
| LATAM 案件                             | 20,000 USD       | 15,000 USD                                                  |
| <b>中華圏リージョン</b>                      | クライアント ソリューション案件 | インフラストラクチャ ソリューション案件                                        |
| 中国/香港/マカオ/台湾案件                       | 20,000 USD       | 10,000 USD Storage<br>15,000 USD Non-Storage (GC ex Taiwan) |
| <b>アジア太平洋および日本(APJ)リージョン</b>         |                  |                                                             |

|                                                                                           |               |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| APJ 案件 (ANZ 案件を除く)                                                                        | 20,000 USD    | 20,000 USD     |
| APJ 案件 (ANZ)                                                                              |               | 20,000 AUD/NZD |
| <b>Dell APEX 案件</b> (APEX 案件には独自の最小取引規模が設定されており、すべてのリージョンに適用され、上記の各リージョンの最小取引規模よりも優先されます) |               |                |
| APEX サブスクリプション案件                                                                          | 100,000 USD   | 100,000 USD    |
| マルチクラウドおよび PC-as-a-Service 案件                                                             | 15,000 USD    | 15,000 USD     |
| データセンター ユーティリティ案件                                                                         | 5,000,000 USD | 5,000,000 USD  |

3.7. 案件を登録する前に、パートナーは、(Dell の満足を得るために) その案件に関連したプリセールスの営業活動を実証する必要があります。これには、エンドユーザーの意思決定者との面談、案件の確度の見極め、対象製品でのエンドユーザーによるプロジェクト予算の定量化支援、対象製品を含むエンドユーザーによるプロジェクト要件の定義支援などが含まれますが、これらに限定されません。パートナーは、このような営業活動について、ディールレジストレーションの提出書類に記述する必要があります。また、パートナーは、このような営業活動については、日時の証明などを含めて記録しておき、Dell の要求に応じて提出する必要もあります。

3.8. パートナーが案件の提供者として適格かどうか Dell が判断するため、また Dell がディールレジストレーションを承認するかどうか判断するのに役立つために、パートナーが案件の登録時に十分な情報を提供している必要があります。

#### 4. ディールレジストレーションプロセス。

4.1. パートナーは、第 3 条 (ディールレジストレーション基準) に定める基準を満たす案件のみを登録することができます。

4.2. パートナーは、DTPP パートナーポータル ([www.dell.com/partner](http://www.dell.com/partner)) にある Dell のディールレジストレーションツールを介して、案件を正確に提出し、レビューを受ける必要があります。パートナーは、エンドユーザーの正式な会社名 (正しいスペル) を含む、既知のエンドユーザー情報を提供する必要があります。ディールレジストレーションを提出するパートナーが、その案件に関して他のパートナーまたは Dell OEM 顧客と提携している場合、当該パートナーは、ディールレジストレーションの提出において、他のパートナーおよび OEM 顧客を特定する必要があります。

4.3. パートナーが複数の DTPP パートナープログラムトラックに登録されている場合、パートナーは、案件に該当するパートナープログラムトラックを使用してディールレジストレーションを提出します。パートナーのプログラムトラックに複数の販売活動アカウントがある場合、パートナーは、該当するアカウントを使用して案件を登録します。例えば、ソリューションプロバイダーは、自身の再販販売活動アカウントを使用して、エンドユーザーへの対象製品の再販を含む案件を登録します。

4.4. パートナーは、ディールレジストレーションの承認を得るために提出する場合、案件情報を完全かつ正確に記入して最初に提出する必要があります。1 つの案件に対して複数のディールレジストレーションが許可され

る可能性がある地域では、ディールレジストレーションの承認が上限に達する前に、案件情報を完全かつ正確に記入して最初に提出したパートナーのみが承認を受けることができます。

**4.5.** Dellは、ディールレジストレーションが提出、承認、または却下されたことをパートナーにEメールで通知します。Dellは、2営業日以内にパートナーに決定内容を通知するように努めます。ただし、案件の顧客が企業である場合は、追加の検証のため、より長い時間がかかる場合があります。

**4.6.** 認定ディストリビューターは、第4条に従う必要があり、ディールレジストレーションを提出する際にパートナーとエンドユーザーの両方の情報を提供する必要があります。パートナーが認定ディストリビューターから対象製品を購入する場合、パートナーまたは認定ディストリビューターのいずれかがディールレジストレーションを提出することができます。

**4.7.** パートナーのディールレジストレーションが承認された場合、その後の案件の変更（取引規模、製品、または場所を含む）には、パートナー、認定ディストリビューター（該当する場合）、およびDellの承認が必要となります。

**4.8.** ディールレジストレーションが承認された場合、パートナーは、以下のことを行う必要があります。(a) Dellの満足を得るために、案件に積極的に取り組み、エンドユーザーのニーズに注意を払うなど（ただし、これらに限定されない）プリセールスの営業活動を継続すること（例えば、エンドユーザーおよびDellからの連絡に対応する）、(b)ディールレジストレーションフォームで特定されたDellブランドの製品およびサービスを優先し、見積もりを提示すること、(c)パートナーがディールレジストレーションフォームで特定されたDellブランドの製品またはサービスの見積もりを提示しないことを決定した場合は、ただちにディールレジストレーションを取り消すこと。

## **5. ディールレジストレーションの期間および更新。**

**5.1.** パートナーがディールレジストレーションの承認を受けた後、ディールレジストレーションツールで指定された登録期間内に、当該案件に直接関連する対象製品を購入しなければ、パートナーはディールレジストレーションの特典を受けることができません。さもなければ、第5.2条または第5.3条に基づき登録期間が延長されない限り、そのディールレジストレーションは失効します。

**5.2.** 承認されたディールレジストレーションはそれぞれ、Dellがディールレジストレーションの承認を通知した日から90日間有効になります。パートナーは、案件ステータスが少なくとも30%の商談段階に達していることを条件に、ディールレジストレーションツールで登録期間の90日間延長を開始することができます。Dellは、その独自の裁量により、登録期間の追加延長を認めることができます。Dellが別途承認しない限り、登録期間の合計は270日を超えることはできません。

**5.3.** 第5.2条の規定にかかわらず、OEMパートナー、OEMソリューションプロバイダー、またはOEMディストリビューターが提出し、承認された案件の登録期間は、Dellがディールレジストレーションを承認した旨を通知した日から365日間です。OEMパートナー、OEMソリューションプロバイダー、およびOEMディストリビューターは、案件ステータスが少なくとも30%の商談段階に達していることを条件に、ディールレジストレーションツールで登録期間の180日間延長を開始することができます。Dellが別途承認しない限り、OEMパートナー、OEMソリューションプロバイダー、またはOEMディストリビューターに対して承認されたディールレジストレーションの登録期間の合計は545日を超えることはできません。

## **6. ディールレジストレーションの特典。**

**6.1.** 第7条（例外）および第4.8条（積極的なプリセールスの営業活動）に従い、パートナーのディールレジストレーションが許可された場合、以下の特典が適用されます。

**A.** Dellは、ディールレジストレーションで指定された案件については、ダイレクトセールス活動に積極的に関与しません。

**B.** パートナーが登録済みの商談について優遇価格設定<sup>2</sup>を受ける手段は、ディールレジストレーションです。

**6.2.** 上記第6.1条にかかわらず、本規約のいかなる規定も、Dellが(a)案件に関するエンドユーザーを対象としたマーケティングキャンペーンを遂行し、マーケティングおよびその他のプロモーション資料を配布すること、または(b)Dellの標準価格または契約価格をパートナーに提供することを妨げません。

**6.3.** 第6.1条にかかわらず、パートナーは本規約を遵守し、登録期間中に関連するすべての購入注文書についてDellに対する支払いを遅滞なく行う必要があります。さもなければ、パートナーはディールレジストレーションの特典を受けられない場合があります。Dellは、パートナーが本規約を遵守していない、またはディールレジストレーションにおいて取引規模、エンドユーザー、またはパートナートラックなどの情報を偽って登録されているとDellが判断した場合、承認済みのディールレジストレーションの見積価格を取り消す、もしくは変更する、または案件を履行しない権利を留保します。パートナーが、(a)ディールレジストレーションで特定されていないエンドユーザーに販売した場合、(b)Dellの要求に応じて、指定されたエンドユーザーへの販売の証拠をDellに提供しなかった場合、(c)指定されたエンドユーザーへの販売の証拠を提供することなく、関連するディールレジストレーションに詳述されているよりも大幅に多くの対象製品を注文した場合、(d)1つの販売活動アカウント（例：セルイン）を使用して案件を登録し、ディールレジストレーションの特典を別の販売活動アカウント（例：再販）に適用した場合、または(e)その他本規約に違反した場合、Dellは、見積もりの修正、標準リスト価格の請求、差額請求書の発行、ディールレジストレーションの参加停止、パートナーのDTPPティアの降格、または当該相殺が適用法により禁止されていない限りにおいて、DTPPインセンティブの支払いに対する差額の調整および相殺を行う一方的な権利を留保します。

---

<sup>2</sup>優遇価格とは、Dellの標準価格よりも有利な価格を意味します。

## 7. 例外：

**7.1. Dellの見積もりおよび入札に関する例外。**以下のシナリオでは、上記の第6条の規定にかかわらず、Dellは、その独自の裁量により、案件に対して見積もりまたは入札を行うことができます。

A. エンドユーザーがDellによる案件の見積もりまたは入札を要求した場合。

B. 案件に含まれる製品ラインについて、エンドユーザーが直接的に、Dellの現在の「アクティブな」お客様である場合。過去12か月間にDellから直接エンドユーザーに製品が販売されたことがある、またはエンドユーザーがDellと直接取引しているグローバルセグメントまたは国際アカウントである場合、そのエンドユーザーアカウントは「アクティブ」とみなされます。この例外条項は、中国および香港には適用されません。

C. エンドユーザーが登録パートナーの付け値または見積価格を拒否した場合。

D. エンドユーザーがプレミアムページなど、Dellのオンラインソースを使用して価格設定を受け取った場合。

E. パートナーが登録期間内に案件をクローズせず、登録期間の延長または更新が認められなかった場合。パートナーがディールレジストレーションで指定された対象製品の購入注文書を発行し、請求金額を支払う場合、案件は「クローズ」とみなされます。

F. エンドユーザーが完全に統合された垂直市場ソリューションの見積もりまたは入札を要求していて、そのソリューションにパートナーのディールレジストレーションの対象となっている製品とサービスも含まれているが、パートナーがソリューション全体（ハードウェア、ソフトウェア、サービスなど）の見積もりを行えない場合。

G. 以下の第7.2条（ディールレジストレーションの例外）に規定されているいずれかのシナリオが発生した場合。

**7.2. ディールレジストレーションの例外。**以下のシナリオでは、上記第6条（ディールレジストレーションの特典）の規定にかかわらず、Dellは、その独自の裁量により、ディールレジストレーションおよび登録アクセスを拒否、削除、撤回、中断、または終了することができます。

A. パートナーが案件に対して積極的に取り組んでいない、またはエンドユーザーのニーズへの対応を怠った場合（エンドユーザーまたはDellからの連絡に返答しないなど）。

B. パートナーが、ディールレジストレーションフォームで特定されたDellブランドの製品またはサービスを主としない、または新たに見積もりを行わない場合。

C. パートナーが、案件に関連する定期的なプリセールスの営業活動を（Dellの満足を得るために）継続しない場合、または日時の証明を含む、当該取り組みを文書化しない場合、または要求に応じてDellに提供しない場合。

D. Dellが案件の見積もりまたは入札を行う法的または契約上の義務を負っている場合。または、案件の見積もりまたは入札を怠った場合にDellが法的責任を負う可能性がある（とDellが判断した）場合。

E. 公開入札が製造元（Dell など）に対してのみ行われ、製造元（Dell など）からの入札のみが求められ、および/またはパートナー コミュニティーが入札を行えないようになっている場合。

F. パートナーは、案件を履行できない、またはエンドユーザーにサポートを提供できない場合。例えば、(i)案件に必要な信用供与を受けられない場合、(ii)エンドユーザーがパートナーとの協力を拒否した場合、(iii)政府案件に関して、パートナーが必要なセキュリティクリアランスを保有していない場合、または(iv)案件がパートナーに Dell パートナーとして販売または事業を行う権限が与えられていない国で発生した場合。

G. エンドユーザーが、パートナーが保有していない契約手段の下で入札要件を満たすことを選択した場合、またはパートナーが当該要件を満たすことができないような方法で入札要件を満たすことを選択した場合。

H. パートナーのアカウントが Dell によって取引保留状態になっている、またはパートナーが請求書の支払いを遅滞した場合。

I. 登録期間開始後、エンドユーザーが支配権の変更を受けたり、別のエンドユーザー顧客に買収されたりした結果、エンドユーザーの希望する案件の販売ルートに変更が生じた場合。

J. パートナーが、(a)本規約、DTPP 契約、または [Dell の外部協業規程](#)に違反している場合、(b) Dell が判断する DTPP またはディール レジストレーション プログラムの完全性を損なうような行為を行っている場合、(c)不正確、不完全、誤解を招く情報、または詐欺的な情報を提供している場合、または(d) Dell に損害、風評被害、<sup>3</sup>または悪影響をもたらす行為を行っている場合。

K. 合理的なビジネス上の理由がある場合。ただし、そのような理由がディール レジストレーション プログラムの完全性を損なわないことを条件とします。

L. 案件がすでに他のパートナーによって登録されている場合。ただし、複数登録が許可されている場合はこの限りではありません。

M. Dell が、案件の履行または登録の承認が、[www.dell.com/tradecompliance](http://www.dell.com/tradecompliance) で入手可能な「Dell との取引に関連する法令遵守」要件と矛盾する、または前述の「Dell との取引に関連する法令遵守」要件で定義されている「適用される輸出規制法」に違反する可能性がある、または実際に違反すると判断した場合。

8. **賠償責任の制限**：本規約に関連するすべての請求に対する Dell の責任総額は、\$500（米ドル）またはパートナーの本社が所在する国の現地通貨による相当額に限定されるものとします。Dell は、結果的、特別、懲罰的、信頼利益、懲戒的、付随的もしくは間接的な損失または損害、事業、収入もしくは利益の逸失について、一切の責任を負わないものとします。前述の制限は、法律によって除外できない責任を制限しないものとします。パートナーが本規約、DTPP 契約、またはパートナー行動規範を遵守しない場合、Dell の単独の裁量により、パートナーが利用できる救済措置を喪失する場合があります。

9. **紛争**。パートナーは、パートナー ポータル (<https://www.delltechnologies.com/partner>、サポート セクション、ディール レジストレーション サポート) からアクセス可能な指定の事例管理システムを介してディール レジストレーション プログラムに起因または関連する紛争を提出する必要があります。この提出書類には、正式な

---

<sup>3</sup>風評被害とは、Dellのパートナー、顧客、一般人、または業界におけるDellの信用または地位に及ぼすあらゆる悪影響を指します。

紛争解決手続きを開始する前に、関連するすべての問題を包括的に記述した書面による説明を含める必要があります。すべての紛争は、本規約および DTPP 契約に準拠します。

## 10. 雑則：

10.1. Dell は、その裁量により、本規約および/または DTPP 契約の遵守状況を確認するために、任意のパートナーの案件およびディール レジストレーションの監査を実施する権利を留保します。これには、指定されたエンドユーザーへの販売の証拠の提出要請、および提出された報告書、書類、発注書、請求書、またはその他の関連情報の検証が含まれますが、これらに限定されません。ディール レジストレーション プログラムに参加することにより、パートナーは Dell が要求する情報および記録を提供することに同意します。パートナーが監査に協力しない場合、Dell は、パートナーによる DTPP およびディール レジストレーション プログラムへの参加を一時停止または終了する権利を留保します。

10.2. 第 7.2 条(J)項に定める事象が発生した場合、パートナーへの事前通知なしに、DTPP またはディール レジストレーション プログラムへのパートナーの参加が直ちに一時停止または終了する場合があります。

10.3. Dell の記録やシステムは、ディール レジストレーションの承認やディール レジストレーション プログラムの管理上、最も権威があるものとみなされます。本規約の解釈およびディール レジストレーション申請の承認または却下は、Dell の単独の裁量に委ねられており、その決定は最終的なものであり、交渉の余地はありません。さらに、Dell は、事前の通知なしに、本規約または Dell ディール プログラムの全部または一部を変更、置き換え、または終了する一方的な権利を留保します。

10.4. Dell は、承認されたディール レジストレーションの対象となる販売取引の成功または完了に関する保証を提供しません。